

平田地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、平田地区まちづくり協議会(愛称「ひらた夢回議」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東近江市立平田コミュニティセンター(東近江市下羽田町84番地5)内に置く。

(目的)

第3条 本会は、地区住民自らが考え責任をもって行動することにより、地域が抱える課題を解決し、安心して暮らせる地域社会を形成するとともに、住民相互の活動により平田地域の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 健康・福祉の増進に関すること。
- (2) 情報交換及び交流・親睦に関すること。
- (3) 地域環境の保全と整備に関すること。
- (4) 防災、防犯及び交通安全に関すること。
- (5) 歴史、文化、生涯学習の振興及び青少年育成に関すること。
- (6) 地域産業の振興に関すること。
- (7) 公共施設の指定管理業務に関すること。
- (8) その他本会の目的達成のため必要な活動に関すること。

(構成)

第5条 本会は、次に掲げるもので構成する。

- (1) 個人会員・・・東近江市平田地区に居住する全ての住民
- (2) 団体会員・・・平田地区まちづくり計画に賛同し、まちづくり活動に参画することを規約等で定めた団体(別表1)

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 3名 (3) 事務局長 1名
- (4) コミュニティセンター業務主任者(館長) (5) 公園管理運営業務主任者
- (6) 会計 1名 (7) 会計監事 2名
- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- 4 事務局長は、本会の事務を掌る。
- 5 コミュニティセンター業務主任者(館長)は平田コミュニティセンターの管理運営及び諸事業に関するものを行う。
- 6 公園管理運営業務主任者は、雪野山歴史公園等の管理運営及び諸事業に関するものを行う。
- 7 会計は、本会の会計を掌る。
- 8 会計監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(役員を選任)

第7条 役員を選出は会員の中から評議委員会が推薦し、総会の承認を得るものとする。

但し、コミュニティセンター業務主任者(館長)及び公園管理業務主任者は、現にその職にある者をもってあてる。

- 2 副会長1名は、自治会連合会の中から選出する。

3 会計監事は、自治会連合会の中から選出する。

(役員の任期)

第 8 条 役員 (自治会連合会から選出の副会長及び会計監事を除く) の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 自治会連合会から選出の副会長及び会計監事の任期は、自治会長の任期とする。

3 役員に欠員が生じた場合、補充することができるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第 9 条 総会は、本会の最高議決機関であって、毎年 1 回、定期総会を開催する。

2 会長が必要と認めた場合、又は自治会長・代議員及び団体会員の代表者の総数の 3 分の 1 以上から請求があった場合、臨時総会を開催しなければならない。

3 総会は、自治会長・各自治会から選出された代議員及び団体会員の代表者をもって構成する。代議員は総会開催毎に選任し、代議員の定数は別に定める。(別表 2)

4 総会は、次の事項について議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 役員の選任

(4) 規約の改正及び廃止

(5) 「まちづくり計画」の策定

(6) その他本会運営に関する重要事項

5 総会の議長は、その総会において出席した自治会長・代議員及び団体会員の代表者の中から選出する。

6 総会は、自治会長・代議員及び団体会員の代表者の総数の 2 分の 1 以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数で決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

7 やむを得ない理由のため総会に出席できない自治会長・代議員及び団体会員の代表者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

(評議委員会)

第 10 条 本会の企画・運営について意見を求めるため、評議委員会を置く。

2 評議委員会は自治会長をもって構成する。

3 評議委員会は、次の事項を協議する。

(1) 総会提出議案に関すること。

(2) 本会役員の推薦に関すること。

(3) 運営委員会から協議が必要とされた事項。

(4) 本会の事業提案に関すること。

(運営委員会)

第 11 条 本会を円滑に運営するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は次のもので構成する。

(1) 本会役員 (会計監事を除く。)

(2) 自治会連合会代表 2 名

(3) 専門部会の長

(4) 団体会員の代表者

3 運営委員会は、総会議決方針に基づき、次の事項を協議する。

(1) 各種事業の執行に関すること。

(2) 自治会、各種団体との連絡調整に関すること。

(3) 総会提出議案の作成に関すること。

(4) 諸規定の制定及び変更に関すること。

4 運営委員会は会長が召集し、会議の議長は会長が行う。

(専門部会)

第 12 条 本会の事業を具体的に企画、実践するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会の事業企画は運営委員会の承認を得て執行する。

3 専門部会を掌握するため、それぞれの部会に部会長及び副部会長を置く。

(経費)

第 13 条 本会の運営経費は次の資金をもって充てる。

(1) 平田地区自治会連合会負担金

(2) 東近江市まちづくり協議会交付金

(3) 事業に伴う収入

(4) その他の収入

(会計)

第 14 条 本会の会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 15 条 この規約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、運営委員会で協議し定める。

付則

1 この規約は、平成 17 年 12 月 23 日から施行する。

2 設立当初の会計年度は、設立の日から翌年の 3 月 31 日までとする。

3 この規約は、平成 20 年 5 月 25 日から施行する。

4 この規約は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

5 この規約は、平成 22 年 3 月 18 日から施行する。

6 この規約は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1

団 体 会 員

	団体名		団体名
1	平田地区自治会連合会	1 1	平田地区更正保護女性会
2	平田地区社会福祉協議会	1 2	平田地区人権擁護委員
3	平田地区体育協会	1 3	東近江市消防団第7分団
4	平田地区民生委員児童委員協議会	1 4	平田地区健康推進員
5	平田地区老人クラブ連合会	1 5	赤十字奉仕団平田分団
6	平田地区子ども会連合会	1 6	
7	平田地区青少年育成会	1 7	
8	平田地区地域教育協議会	1 8	
9	平田地区防犯自治会	1 9	
1 0	平田地区人権のまちづくり協議会	2 0	

別表 2

代 議 員 定 数

自治会	定数	自治会	定数
上平木	1 7	西方	5
平田	3	北方	4
柏木	4	平石	3
下羽田	9	平田駅前	4
中羽田	5	野端	4
南方	1 1	鳴谷	1 3
		合計	8 2